『臨床心理士』研修機会 承認申請手引書

公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会

〒113-0034 東京都文京区湯島1-10-5湯島D&Aビル3階

TEL; 03-3817-0020/FAX; 03-3817-5858

承認団体 (機関) の性格と趣旨

「臨床心理士」資格取得者は、本協会の定める臨床心理士資格審査規程、教育・研修委員会規程別項に基づき、資格取得後5年ごとに所定の研修実績を上げることが必要です。これは資格取得者が資格取得後も引き続き心理臨床能力を維持すると同時に、向上を図るための最低限の能力保証を行おうとするものです。また、これは臨床心理士の生涯教育的視点からも位置づけられるものです。

したがって、本協会では資格取得者に対し、一定の水準と内容を保証した本協会の主催する「臨床心理士研修会」を全国各地で年に4回開催し、有資格者の継続学習の機会を設けております。また同時に、日本心理臨床学会等の学会が行う年次大会、研修会等もこれに該当します。

しかし、これらの研修機会とは別に、全国各地で任意に催されている質の高い研修機会には、何らかの基準を設けてこれを承認し、研修機会の多様性に資することができればと期待し、この研修団体(機関)の申請と承認の制度を設けました。

以下の本協会が定める教育・研修委員会規程別項を十分熟知され、研修の実 を上げてくださることをお願いします。

なお、本承認にかかる事実が、当該機関の事業等の宣伝として利用されることを堅く禁じます。十分にご留意ください。

公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会 專務理事 藤原 勝紀

■承認研修機会としての申請手続きについて

- 1:「臨床心理士」の研修機会として承認を希望する団体は、所定の申請書および申請の手引(本冊子)を本協会ホームページ(http://fjcbcp.or.jp/)からダウンロードしてください。
- 2:臨床心理士教育·研修委員会規程別項第2条(4)によるワークショップ型研修会については「様式一①」を、同第2条(4)による定例型研修会については「様式ー②」に基づいて、また第2条(3)による承認学術団体(学会)については「様式一③」を用いて申請してください。
- 3:申請に際しては、申請料3,000円を郵便局に備え付けの払込用紙を用いて、下記事項を明記のうえ納付してください。また、払込控えの写しを申請の際に同封してお送りください。研修会やワークショップを同時に、あるいは複数回まとめてご申請項く場合は、件数に関わりなく一律3,000円の申請料で結構です。

口座番号:00130-1-362959

加入者名(口座名義):(公財)日本臨床心理士資格認定協会

通信欄に【研修機会申請料】または【承認学術団体申請料】と明記ください。

- 4:申請を受理後、教育・研修委員会における審議を経て、承認の可否をご連絡いた します。『承認学術団体(学会)申請』の場合は本協会理事会承認を必要とします ので、お時間を頂きますことご留意ください。
- 5:申請の承認可否については、決定次第、申請書に記載の担当者宛に書面で連絡します。
- 6:申請書送付先

〒113-0034 東京都文京区湯島1-10-5湯島D&Aビル3階 (公財) 日本臨床心理士資格認定協会 研修機会申請係

■申請基準における留意点および提出資料

ワークショップ型研修会の申請について

参加者の構成は心理の専門家を主としたものであること、ワークショップは1回 5時間以上で開催されていることが必要です。また、参加者は5名以上で、参加者 の30%以上が臨床心理士であることを原則とします。

申請者は、ワークショップが終了した後に、上記の条件を充足された場合に申請して下さい。「様式-①」の他に、当該ワークショップの開催実績資料(プログラムなど日時、発表者、発表内容が明記されているもの)、参加者名簿(有資格に*印)および申請料の払込控えの写しを提出して下さい。なお、過年度承認実績のある団体は5年先の研修予定まで申請可能です。希望される場合は所定欄に明記ください。

原則、申請日より2年以上前のワークショップは申請できません。ただし、過年 度承認実績のある機関はその限りではありません。

定例型研修会の申請について

参加者の構成が心理の専門家にメンバーを限定しており、臨床心理士の継続研修に備えるための機会承認です。したがって、原則として参加者の50%以上が臨床心理士であること、また構成人員は6名以上を原則とします。年間開催回数は6回以上で1年間の研修総時間数20時間以上を満たしていることが必要です。

申請者は、継続研修1年が終了した時点で申請して下さい。「様式-②」の他に、 1年間の研修内容と参加者名簿(有資格者に*印)および申請料の払込控えの写し を提出して下さい。なお、過年度承認実績のある団体は5年先の研修予定まで申請 可能です。希望される場合は所定欄に明記ください。

参加者各自の出席率は70%をもって所要ポイントの取得基準とします。出席率 が満たない場合はポイント認定されません。

原則、申請日より2年以上前の研修会は申請できません。ただし過年度承認実績のある機関はその限りではありません。

■その他、注意事項など

- 1:審査の結果は、承認、不承認、保留の3種類です。
- 2:申請承認以前に「継続研修ポイント取得が可能」などの宣伝はしないで下さい。 もしこの禁止事項に抵触したと判断されたときは、その研修機会は不承認としますのでご留意ください。"申請予定"程度に留めて下さい。
- 3:申請時必要書類
 - ①申請書(「様式-①」または「様式-②」)
 - ②過去の開催実績の資料 (開催案内、プログラムなど)
 - ③参加者名簿(氏名・臨床心理士資格の明記)

*名簿の上部に、参加者総数・有資格者総数・有資格者の割合を記載ください。

- ④申請料払込控え写し
- 4:各ワークショップ・研修会の主催者は、参加証を発行される場合、参加の事実の内容(参加者・発表者・講師等の種類)を記載してください。発行されない場合は参加者に参加の証明として[当日の名札]や[当日の資料]、[参加費の領収書]が参加証の代わりとなる旨をお伝えください。
- 5:申請書に記載しきれない場合は適宜関係資料を添付し送付してください。
- 6:申請責任者(担当者)は原則「臨床心理士」の有資格者に限ります。

★承認学術団体(第2条(3))としての申請について

教育・研修委員会規程別項第2条(3)における、承認学術団体(学会)のご登録をお考えの団体は、その承認条件として

- □日本学術会議の協力学術研究団体に登録されている学会であること
- □会員数の30%以上が臨床心理士有資格者であること
- □会則が制定され、学会誌を定期的に発行していること
- □毎年大会を開催し、実績を有していること

を原則としています。また、学会会員の職場、居住地が原則として1県程度の 範囲の学会はこの項では承認を受けられませんので、その場合は先述の研修機会 単位(第2条(4))で申請されますようご検討ください。

【申請時必要書類】

- ①申請書 [様式一③]
- **②会則**
- ③最新大会プログラム・学会誌
- ④申請料払込控え写し

承認期間については永続的な承認学会となります。

臨床心理士教育・研修委員会規程別項

制定:平成 2年 8月 1日

改正:平成 3年 4月 1日

改正:平成 5年 4月 1日

改正:平成 9年 7月 6日

改正: 平成13年7月8日

改正: 平成 25 年 4月 1日

- 第1条 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会(以下「本協会」という)が定める臨床心理士教育・研修委員会規程第7条第2項に基づき、臨床心理士の資格取得者に対する一定の資質の水準を保証するための認定基準として本別項を設ける。
- 第2条 臨床心理士は、その資格認定を得た日より満5年を経過する前日までに、下 記の(1)より(6)に示す教育研修機会のうち、(1)号及び(2)号のいずれも、又は、 いずれかを含めた3群(種)以上にわたって、計15ポイント(以下Pとする) 以上を取得していなければならない。
 - (1) 本協会が主催する研修会等への参加(「臨床心理士研修会」、「心の健康会議」等)

臨床心理士研修会:講師参加…4P、発表者…4P、受講者…2P 心の健康会議:シンポジスト・指定討論者・司会者…3P、参加者…2P

(2) 一般社団法人日本臨床心理士会もしくは地区又は都道府県単位の当該臨床 心理士会が主催して行う研修会等への参加

ワークショップ型研修会:講師参加…4P、発表者…4P、受講者…2P 定例型研修会:年6回以上開催の研修会へ1年間の継続参加者…4P

(3) 本協会が認める関連学会での諸活動への参加

年次大会:口頭発表…4P、

シンポジスト・指定討論者・司会者…3P、参加者…2P

ワークショップ型研修会:講師参加…4P、発表者…4P、受講者…2P

定例型研修会:年6回以上開催の研修会へ1年間の継続参加者…4P

研究誌、機関誌への研究論文の発表:原著…10 P、小論文…6 P

共著の場合は、その著者数で除したポイントを各自取得する。 学会等で論文の趣旨を口頭発表して、ポイントが既に取得されている場合は、原著…7P、小論文…3Pとする。

- (4) 本協会が認める臨床心理学に関する研修会等への参加 ワークショップ型研修会:講師参加…4P、発表者…4P、受講者…2P 定例型研修会:年6回以上開催の研修会へ1年間の継続参加者…4P
- (5) 本協会が認めるスーパーヴァイジー経験 スーパーヴィジョンの開始及び終了時に所定の報告書を本協会事務局に 提出したもの…3 P
- (6) 本協会が認める臨床心理学関係の著書の出版 原著に準ずるもの…12 P、その他…10 P 講座等の場合は、各巻を一冊として評価する。 共著の場合は、その著者数で除したポイントを各自取得する。

上記の(2)、(3)及び(4)号にいう年次大会、ワークショップ型研修会、定例型研修会 への参加は、その参加形態のうち一つのポイントを選択する。一開催機会でのポイン トの二重取得は認めない。

ワークショップ型研修会は一開催機会 5 時間以上、定例型研修会は年間 20 時間以上の研修時間を必要とする。ただし、ワークショップ型研修会は参加者の 30%以上、定例型研修会は参加者の 50%以上が臨床心理士であることを原則とする。

- ・上記の(3)号にいう関連学会とは、本協会の設立時に関与した 16 学会とその後追加された 3 学会を加えた 19 学会及び所定の申請書の提出等の手続きにより、本協会理事会で承認された学会をいう。
- ・研究発表とは、臨床心理学に関する事例研究、調査研究又は実験研究の発表をい う。研究論文もこれに準ずる。なお、口頭発表者以外の連名者は発表者としての ポイントを取得することはできない。
- ・上記の(4)号にいう臨床心理学に関する研修会等とは、(3)号以外の団体が主催するもので、開催後に所定申請書の提出等の手続きにより、教育・研修委員会にて 承認された団体が行うものをいう。

- ・上記の(5)号にいうスーパーヴァイジー経験とは、臨床心理面接では、1事例につき1回1時間以上継続して10回以上、臨床心理面接全般について個別的な指導を受けた場合をいう。
- ・臨床心理査定では、10事例以上につき1事例1時間以上、臨床的人格理解について個別的な指導を受けた場合をいう。
- ・集団療法、家族療法、行動療法、動作法、ファシリテーター・トレーニング、心理劇リーダー・トレーニングについては、上記に準ずる時間と内容を費やした指導を受けた場合をいう。
- ・臨床心理地域援助、スクールカウンセラー業務等についても、上記に準ずる時間 と内容を費やした指導を受けた場合、これに準ずることとする。
- 第3条 臨床心理士は第2条に定める期間の経過後も引き続き5年ごとの期間に第 2条に定める内容と同様の修得をしていなければならない。
- 第4条 本協会が別に定める書式により、当該臨床心理士は第2条又は第3条に定める内容を所定の期日までに報告しなければならない。添付書類として学会等のプログラム、出席証、領収証等が求められることがある。
 - 2. 第2条によるポイントが特別な事情により不足する場合は、その事情説明と 所定の事例報告書により代替することができる。
- 第5条 この別項の改廃は、教育・研修委員会の議決を経て、本協会理事会の3分の 2以上の議決によりこれを行う。
- 附 則 この別項は平成25年4月1日より施行する。

以上が、本協会研修機会承認申請手続きに関するご案内です。ご不明な点がありましたら事務局までお問い合わせください。

公財) 日本臨床心理士資格認定協会事務局

TEL: 03-3817-0020/FAX: 03-3817-5858